

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

～コミック検索用パソコンについて～

条例違反の概要と注意点です。違反の絶無に向けた取り組みを徹底してください。



インターネットに接続できるコミック検索用のパソコンを店内通路に設置して誰でも自由に利用できるようしていた。

【本人確認義務違反、本人確認記録の作成・保存義務違反】

注意点

端末がインターネットに接続できる場合は、本人確認義務と通信端末機器特定記録の保存が必要となります。

店内の通路やスペース等に「コミック検索」や「まんが検索」等の名称で、蔵書の位置等を検索するパソコンを設置する場合には、インターネットに接続できない措置をお願いします。

届出書類に記載する端末の台数について

- 上記のような検索機能に特化したコミック検索用端末や、店舗の売上げ管理用端末など、顧客に提供しない端末については、各種届出書類上の「通信端末機器の台数」には計上しないでください。
- 顧客に提供する端末であれば、個室・オープン席の種別や、パソコン・タブレット等の機種を問わず、全て計上し、記載してください。

悪質な違反や指示処分違反は営業停止処分となるおそれがあります。

- ☞ アルバイトを含む全従業員に対し違反の現状を認識させる
 - ☞ 違反防止に関し従業員全員の意識の向上を図る
 - ☞ 本資料や営業のしおりなど警察発行物を社内で活用する
- などの取り組みを実施し、条例遵守に努めてください。

